

健発0426第1号
平成24年4月26日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の運用に関しては、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

ガイドライン第4の3に脳死下での臓器提供施設の施設類型の一類型として規定されている日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）が専門医制度の見直しに伴い平成23年4月1日に分類が改められたことから、今般、ガイドラインを別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年5月1日から施行することとしました。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。